平成30年度小•中学校教育課程研究協議会

総則(小・中)



福島県教育委員会

今回の改訂の基本的な考え方

教育基本法、学校教育法などを踏まえ、これまでの我が国の学校教育の 実践や蓄積を活かし、子供たちが未来社会を切り拓くための資質・能力を 一層確実に育成することとした。その際、子供たちに求められる資質・能力 とは何かを社会と共有し、連携する「社会に開かれた教育課程」を重視した。

知識及び技能の習得と思考力、判断力、表現力等の育成のバランスを重視する現行学習指導要領の枠組みや教育内容を維持した上で、知識の理解の質をさらに高め、確かな学力を育成することとした。

先行する特別教科化など道徳教育の充実や体験活動の重視、体育・健康 に関する指導の充実により、豊かな心や健やかな体を育成することとした。

学習指導要領(平成29年3月31日公示)における「第1章 総則」の構成

「小(中)学校学習指導要領 ※()内は中学校

前文

第1章 総 則

第1 小(中)学校教育の基本と教育課程の役割

何ができるようになるか

- 1 教育課程編成の原則
- 2 生きる力を育む各学校の特色ある教育活動の展開
 - (1)確かな学力、(2)道徳教育、
 - (3) 体育・健康に関する指導
- 3 育成を目指す資質・能力
- 4 カリキュラム・マネジメントの充実
- 第2 教育課程の編成 何を学ぶか

- 1 各学校の教育目標と教育課程の編成
- 2 教科等横断的な視点に立った資質・能力の育成
- (1) 学習の基盤となる資質・能力
- (2) 現代的な課題に対応して求められる資質・能力
- 3 教育課程の編成における共通的事項
- (1) 内容の取扱い
- (2)授業時数の取扱い
- (3) 指導計画の作成等に当たっての配慮事項
- 4 学校段階等間の接続
 - (1) 幼児期の教育との接続及び低学年における教育全体の充実
 - ((1)義務教育9年間を見通した計画的かつ継続的な教育課程の編 成)
 - (2) 中学校教育及びその後の教育との接続
 - ((2) 高等学校教育及びその後の教育との円滑な接続)

第3 教育課程の実施と学習評価

どのように学ぶか 何が身に付いたか

- 1 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善
 - (1) 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善
 - (2) 言語環境の整備と言語活動の充実
- (3) コンピュータ等や教材・教具の活用、コンピュータの基本的な 操作やプログラミングの体験
- (4) 見诵しを立てたり、振り返ったりする学習活動
- (5) 体験活動
- (6) 課題選択及び自主的、自発的な学習の促進
- (7) 学校図書館、地域の公共施設の活用
- 2 学習評価の充実
- (1) 指導の評価と改善
- (2) 学習評価に関する工夫

第4 児童(生徒)の発達の支援

子供の発達を どのように支援するか

- 1 児童(生徒)の発達を支える指導の充実
- (1) 学級経営、児童(生徒)の発達の支援
- (2) 生徒指導の充実
- (3)キャリア教育の充実
- (4) 指導方法や指導体制の工夫改善など子に応じた指導の充実
- 2 特別な配慮を必要とする児童(生徒)への指導
 - (1) 障害のある児童(生徒)などへの指導
 - (2) 海外から帰国した児童(生徒)や外国人の児童(生徒)の指導
 - (3) 不登校児童(生徒)への配慮

第5 学校運営上の留意事項

実施するために何が必要か

- 1 教育課程の改善と学校評価 (. 教育課程外の活動との連携) 等
- 2 家庭や地域社会との連携及び協働と学校間の連携
- 第6 道徳教育に関する配慮事項

学習指導要領改訂の方向性

新しい時代に必要となる資質・能力の育成と、学習評価の充実

学びを人生や社会に生かそうとする 学びに向かう力・人間性等の涵養

生きて働く知識・技能の習得

未知の状況にも対応できる 思考力・判断力・表現力等の育成

何ができるようになるか

よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創るという目標を共有し、 社会と連携・協働しながら、未来の創り手となるために必要な資質・能力を育む

「社会に開かれた教育課程」の実現

各学校における「カリキュラム・マネジメント」の実現

何を学ぶか

新しい時代に必要となる資質·能力を踏まえた 教科·科目等の新設や目標·内容の見直し

小学校の外国語教育の教科化、高校の新科目「公共(仮称)」の新設など

各教科等で育む資質·能力を明確化し、目標や内容を構造 的に示す

学習内容の削減は行わない※

どのように学ぶか

主体的·対話的で深い学び(「アクティブ・ ラーニング」)の視点からの学習過程の改善

生きて働く知識・技能の習得など、新しい時代に求められる資質・能力を育成

知識の量を削減せず、質 の高い理解を図るための 学習過程の質的改善 主体的な学び対話的な学び深い学び

※高校教育については、些末な事実的知識の暗記が大学入学者選抜で問われることが課題になっており、 そうした点を克服するため、重要用語の整理等を含めた高大接続改革等を進める。

知識の理解の質を高め資質・能力を育む「主体的・対話的で深い学び」の実現

- 「何ができるようになるか」を明確化
- ①知識及び技能、②思考力、判断力、表現力等、③学びに向かう力、 人間性等の三つの柱で再整理した。
- 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善

資質・能力の三つの柱が、偏りなく実現されるよう、単元や題材など内容や時間のまとまりを見通しながら、子供たちの主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を行うこととした。

※「深い学び」と「見方・考え方」との関係

育成すべき資質・能力の三つの柱

学びに向かう力 人間性等

どのように社会・世界と関わり、 よりよい人生を送るか

「確かな学力」「健やかな体」「豊かな心」を 総合的にとらえて構造化

何を理解しているか 何ができるか

知識•技能

理解していること・できる ことをどう使うか

思考力·判断力·表現力等

主体的・対話的で深い学びの実現

(「アクティブ・ラーニング」の視点からの授業改善) について (イメージ)

「主体的・対話的で深い学び」の視点に立った授業改善を行うことで、学校教育における質の高い学びを実現し、学習 内容を深く理解し、資質・能力を身に付け、生涯にわたって能動的(アクティブ)に学び続けるようにすること

【主体的な学び】

【対話的な学び】

学ぶことに興味や関心を持ち、自己のキャリア形 成の方向性と関連付けながら、見通しを持って粘り 強く取り組み、自己の学習活動を振り返って次につ なげる「主体的な学び」が実現できているか。

【例】

- ・ 学ぶことに興味や関心を持ち、毎時間、見通しを 持って粘り強く取り組むとともに、自らの学習をま とめ振り返り、次の学習につなげる
- 「キャリア・パスポート(仮称)」などを活用 し、自らの学習状況やキャリア形成を見通したり、 振り返ったりする

学びを人生や社会に 生かそうとする 学びに向かう力・ 人間性等の涵養

> 生きて働く 知識・技能の

未知の状況にも 対応できる 思考力·判断力·表現力 等の育成





深い学び

子供同士の協働、教職員や地域の人との対話、先哲の考え 方を手掛かりに考えること等を通じ、自己の考えを広げ深め る「対話的な学び」が実現できているか。

【例】

- 実社会で働く人々が連携・協働して社会に見られる課題を解決 している姿を調べたり、実社会の人々の話を聞いたりすること で自らの考えを広める
- あらかじめ個人で考えたことを、意見交換したり、議論した り、することで新たな考え方に気が付いたり、自分の考えをよ り妥当なものとしたりする
- ・ 子供同士の対話に加え、子供と教員、子供と地域の人、本を通 して本の作者などとの対話を図る



習得・活用・探究という学びの過程の中で、各教科等の 特質に応じた「見方・考え方」を働かせながら、知識を相 互に関連付けてより深く理解したり、情報を精査して考え を形成したり、問題を見いだして解決策を考えたり、思い や考えを基に創造したりすることに向かう「深い学び」が 実現できているか。

【例】

- 事象の中から自ら問いを見いだし、課題の追究、課題の解 決を行う探究の過程に取り組む
- 精査した情報を基に自分の考えを形成したり、目的や場 面、状況等に応じて伝え合ったり、考えを伝え合うことを通 して集団としての考えを形成したりしていく
- 感性を働かせて、思いや考えを基に、豊かに意味や価値を 創造していく



対話的な学び



カリキュラム・マネジメントの確立

学校全体として、子供たちや学校、地域の実態を適切に把握し、教育内容や時間の適切な配分、必要な人的・物的体制の確保、実施状況に基づく改善などを通して、教育課程に基づく教育活動の質を向上させ、学習の効果の最大化を図るカリキュラム・マネジメントに努めるものとした。

<カリキュラム・マネジメントの3つの側面>

- 各教科等の教育内容を相互の関係で捉え、学校の教育目標を踏まえた教科横断的な視点で、 その目標の達成に必要な教育の内容を組織的に配列していく。
- 教育内容の質の向上に向けて、子供たちの姿や地域の現状等に関する調査や各種データ等に基づき、教育課程を編成し、実施し、評価して改善を図る一連のPDCAサイクルを確立する。
- 教育内容と、教育活動に必要な人的・物的資源等を、地域等の外部の資源も含めて活用しながら効果的に組み合わせる。

学習指導要領(平成29年3月31日公示)における「カリキュラム・マネジメント」に関する記述

総則

小学校学習指導要領

- 第1 小学校教育の基本と教育課程の役割
 - 4 <u>各学校においては</u>, 児童や学校, 地域の実態を適切に把握し, 教育の目的や目標の実現に必要な教育の内容等を教科等横断的な視点で組み立てていくこと, 教育課程の実施状況を評価してその改善を図っていくこと, 教育課程の実施に必要な人的又は物的な体制を確保するとともにその改善を図っていくことなどを通して, 教育課程に基づき組織的かつ計画的に各学校の教育活動の質の向上を図っていくこと(以下「カリキュラム・マネジメント」という。)に努めるものとする。

第5 学校運営上の留意事項

- 1 教育課程の改善と学校評価等
 - ア 各学校においては、校長の方針の下に、校務分掌に基づき教職員が適切に役割を分担しつつ、相互に連携しながら、各学校の特色を生かしたカリキュラム・マネジメントを行うよう努めるものとする。また、各学校が行う学校評価については、教育課程の編成、実施、改善が教育活動や学校運営の中核となることを踏まえ、カリキュラム・マネジメントと関連付けながら実施するよう留意するものとする。

何ができるようになるか

何が身に付いたか

○ 小学校教育の基本

○ 学習評価を通じた学習指導の改善

何を学ぶか

○ 教育課程の編成

子供の発達を どのように支援するか

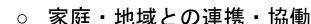
- 児童の発達の支援
- 特別な配慮を必要とする 生徒への指導

どのように学ぶか

🌣 教育課程の実施

実施するために何が必要か

○ 学校の指導体制の充実



児童生徒の発達の支援、 家庭や地域との連携・協働について

- 指導方法や指導体制の工夫など、個に応じた指導を重視した。
- 「スタートカリキュラム」を充実させるとともに、幼小、小中、中高といった学校段階間の 円滑な接続や教科等横断的な学習を重視した。
- 学級経営や生徒指導、キャリア教育の充実と教育課程の関係について、小学校及び 中学校を通して明記した。
- 日本語の習得に困難のある児童生徒や不登校の児童生徒への教育課程、夜間その 他の特別の時間に授業を行う課程について定めた。
- 部活動については、教育課程外の学校教育活動として教育課程との関連を留意し、 社会教育関係団体等との連携による持続可能な運営体制について定めた。
- 障がいのある幼児児童生徒との交流及び共同学習の機会を設け、共に尊重し合いな がら協働して生活していく態度を育むことを明らかにした。

小学校学習指導要領等における特別支援教育の充実

幼稚園教育要領、小学校学習指導要領及び中学校学習指導要領(平成29年3月)、高等学校学習指導 要領(今後改訂予定)において、以下の通り、特別支援教育に関する記述を充実。

- 個々の児童生徒の障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を組織的かつ継続的に行う。
- 特別支援学級及び通級による指導に関する教育課程編成の基本的な考え方を示す。
- 家庭,地域及び医療や福祉,保健,労働等の業務を行う関係機関との連携を図り,長期的な視点での児童への教育的支援を行うために、個別の教育支援計画を作成,活用に努める。また、各教科等の指導に当たって、個々の児童生徒の実態を的確に把握し、個別の指導計画を作成,活用に努める。特に、特別支援学級に在籍する児童生徒や通級による指導を受ける児童生徒については、個別の教育支援計画及び個別の指導計画を全員作成。
- 各教科等に学習上の困難に応じた指導内容や指導方法の工夫。
- 障害者理解教育、心のバリアフリーのための交流及び共同学習。

上記のほか、中央教育審議会答申(平成28年12月)において、高等学校学習指導要領において、 次の点を提言。

■ 高等学校における通級による指導の制度化(平成30年度から)に当たり、通級による指導に係る単位認定の在り方を示す。

学習評価の充実

・ 小・中学校を中心に定着してきたこれまでの学習評価の成果を踏まえっつ、目標に準拠した評価を更に進めていくため、こうした教育目標や内容の再整理を踏まえて、観点別評価については、目標に準拠した評価の実質化や、教科・校種を超えた共通理解に基づく組織的な取組を促す観点から、小・中・高等学校の各教科を通じて、「知識・技能」「思考・判断・表現」「主体的に学習に取り組む態度」の3観点に整理することとし、指導要録の様式を改善することが必要となる。

観点別学習状況の評価について

- 学習評価には、児童生徒の学習状況を検証し、結果の面から教育水準の維持向上を保障する機能。
- 各教科においては、学習指導要領等の目標に照らして設定した観点ごとに学習状況の評価と評定を行う 「目標に準拠した評価」として実施。
 - ⇒きめの細かい学習指導の充実と児童生徒一人一人の学習内容の確実な定着を目指す。

学力の3つの要素と評価の観点との整理

【現行】

学習評価の 4 観点

関心・意欲・態度

思考・判断・表現

技能

知識•理解

【以下の3観点に沿った整理を検討】

学力の3要素 (学校教育法) (学習指導要領)

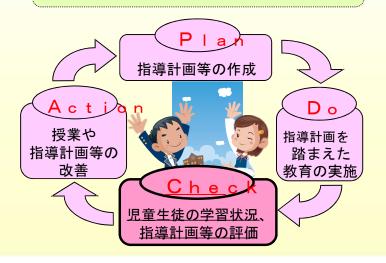
知識及び技能

思考力·判断力 ·表現力等

主体的に学習に取り組む態度

学習指導と学習評価のPDCAサイクル

○ 学習評価を通じて、学習指導の 在り方を見直すことや個に応じた指 導の充実を図ること、学校における 教育活動を組織として改善すること が重要。 指導と評価の一体化



道徳教育の充実

- 平成27年3月27日付け26文科初1339号「学校教育法施行規則の一部を改正する省令の制定、小学校学習指導要領の一部を改正する告示、中学校学習指導要領の一部を改正する告示及び特別支援学校小学部・中学部学習指導要領の一部を改正する告示の公示並びに移行措置等について(通知)」により、小学校で平成30年4月1日から、中学校で平成31年4月1日から施行される。
- 平成27年の一部改正の内容は、道徳の時間を教育課程上、特別の教科である道徳(以下「道徳科」という。)として新たに位置付け、発達の段階に応じ、答えが一つではない課題を一人一人の児童生徒が道徳的な問題と捉え向き合う「考える道徳」、「議論する道徳」へと転換を図るものである。
- 道徳科の内容項目について、いじめ問題への対応の充実や発達の段階をより一層踏まえた 体系的なものに見直すとともに、問題解決的な学習や体験的な学習などを取り入れ、指導方 法の工夫を行うことについて示した。
- 道徳科における学習状況及び道徳性に係る成長の様子を継続的に把握し、指導の改善に生かすこと。ただし、数値による評価は行わない。

道徳の「特別の教科」化(学習指導要領の改正)

教育再生実行会議の提言や中央教育審議会の答申を踏まえ、学習指導要領の一部を改正し、「道徳の時間」(小・中学校で週1時間)を「特別の教科 道徳」(「道徳科」)(引き続き週1時間)として新たに位置付ける(平成27年3月27日)

具体的なポイント

道徳は、学級担任が担当することが望ましいと考えられること、 数値などによる評価はなじまないと考えられることなど、各教科 にない側面があるため、特別の教科」という新たな枠組みを設け、 位置付ける。

- ☑ 道徳科に検定教科書を導入
- ☑ 内容について、いじめの問題への対応の充実や発達の段階をより一層踏まえた体系的なものに 改善

「個性の伸長」「相互理解、寛容」「公正、公平、社会正義」「国際理解、国際親善」 「よりよく生きる喜び」の内容項目を小学校に追加

- ☑ 問題解決的な学習や体験的な学習などを取り入れ、指導方法を工夫
- ☑ 数値評価ではなく、<mark>児童生徒の道徳性に係る成長の様子</mark>を認め、励ます評価(記述式) 指導要録の様式例は示すが、内申書には記載せず、入学者選抜に使用しない

※私立小・中学校はこれまでどおり、「道徳科」に代えて「宗教」を行うことが可能 -----

「答えが一つではない課題に子供たちが道徳的に向き合い、考え、議論する」道徳 教育への転換により児童生徒の道徳性を育む。

その他、小・中学校の教育内容の主な改善事項

- ・ 言語能力の確実な育成
- ・情報活用能力の育成
- 理数教育の充実
- ・伝統や文化に関する教育の充実
- 体験活動の充実
- 外国語教育の充実

※現代的な諸課題に対する 資質・能力に、放射線教育 について明記された。 今後、全国的に実施される ことにより、本県ならではの 放射線教育の紹介等も考え られる。

学習指導要領の改訂に伴う移行措置について

学習指導要領の改訂に伴う移行措置(案)の概要

【移行期間における基本方針】

- ◆新学習指導要領への移行のための期間(小学校:平成30、31年度、中学校:平成30~32年度)において、円滑な移行ができるよう内容を一部加える等の特例を設ける。
- ◆指導内容の移行がないなど教科書等の対応を要しない場合などは、<mark>積極的に新学習指導要領による取り組みができる</mark>ようにする。特に、「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」をバランスよく育成することを目指す新学習指導要領の趣旨を十分に踏まえて指導されるようにする。

【移行措置の内容】

- (1)教科等ごとの取扱い
- ①総則、総合的な学習の時間、特別活動
 - →教科書の対応を要するものではないため、平成30年度から新学習指導要領による。
- ②指導内容や指導する学年の変更などにより特例を定める教科
 - →指導する学年の変更などにより<mark>指導内容の欠落が生じることのないよう特例を定める。</mark> (小:国語、社会、算数、理科 中:国語、社会、数学、理科、保健体育)
- ③上記以外の教科
 - →新学習指導要領によることができることとする。(小:生活、音楽、図画工作、家庭、体育中:音楽、美術、技術・家庭、外国語)
- 4道徳科
- →平成27年3月の一部改正により特別の教科化をしており、小学校は平成30年度から新学習指導要領によることとし、中学校は平成31年度から新学 習指導要領による(平成30年度は先行可能)。
- (2) 小学校における外国語
 - →下記の表の授業時数のとおり外国語活動を実施することとし、新学習指導要領の外国語活動(3、4学年)及び外国語科(5、6学年)の内容の一部 を加えて必ず取り扱うものとする。

【授業時数の特例】

◆平成30、31年度における外国語活動の授業時数及び総授業時数は、下表に定める時数を標準とし、外国語活動の授業時数の授業の実施のために特に必要がある場合には、年間総授業時数及び総合的な学習の時間の授業時数から15単位時間を超えない範囲内の授業時数を減じることができることとする。

	1 学年 第	2 学年	3 学年	4 学年	5 学年	6 学年
外国語活動の授業時数			15	15	50	50
総授業時数	850	910	960	995	995	995

【留意事項】

- ◆ 目標や内容を2学年又は3学年まとめて示している教科については、全面実施の年度を見通した適切な指導計画を作成して指導すること。
- ◆ 移行期間中に実施する入学者選抜に係る学力検査における出題範囲は、特例の内容に留意し、学年ごとに児童生徒が履修している内容を踏まえた ものになるよう十分配慮すること。